

平成 2 9 年舟形町議会  
第 1 回臨時会会議録

舟形町議会

## 平成29年舟形町議会第1回臨時会会議録

招集年月日 平成29年1月13日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 1月18日 午前10時30分

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 湊 太

不応招議員(なし)

平成29年 1 月18日（水曜日）

第 1 回舟形町議会臨時会会議録

（第 1 日目）

平成29年舟形町議会第1回臨時会

平成29年1月18日（水）

---

出席議員（10名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦  |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸  |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫  |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦  |
| 5番 奥山 謙三 | 10番 八 敏 太 |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 町 長 森 富 広           | 地域整備課長 伊藤 武 美       |
| 副 町 長 酒 井 雅 彦       | 総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹    |
| 会計管理者 結 城 恵 美       | 教 育 長 齊 藤 渉         |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 次 長 叶 内 範 夫     |
| まちづくり課長 伊藤 幸 一      | 監 査 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 |
| 税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦 | 選挙管理委員会書記長 中 山 進    |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 |                     |
| 兼農業委員会事務局長          |                     |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶
- 日程第6 発議第 1号 哀悼決議
- 日程第7 議案第 1号 平成28年度社会資本整備総合交付金事業縄文の女神記念公園整備

工事請負契約の一部変更について

日程第8 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時35分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をしたいと思います。ご協力お願いします。国旗、町旗に礼。お直りください。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成29年第1回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。2番小国浩文君、7番佐藤広幸君の両名を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題とします。

会期の発言は、叶内議会運営委員長よりお願いします。

8番 本日開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りします。本臨時会の会期は、叶内委員長の報告のとおり、本日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

## 日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

## 日程第5 町長挨拶

議長 日程第5 町長挨拶をお受けします。

町長 おはようございます。

本日は、平成29年第1回舟形町議会臨時会を招集しましたところ、議員各員には時節柄何か

とお忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、去る1月13日、元議長佐藤 勝殿がご逝去されました。謹んで哀悼の意をあらわし、ご冥福をお祈り申し上げます。

佐藤元議長は、昭和62年5月舟形町議会議員に初当選しました。以来連続6期24年間務められました。平成13年から2年間副議長を務められた後、平成15年から6年間議長の重責を担い、円満な議会運営、そして町行政発展のためご尽力されました。すばらしい功績と永年の議員活動に対し、平成27年に旭日双光章を受賞されました。

偉大な指導者を失い、まことに残念ですが、私も町長として佐藤元議長の崇高な精神と信念のもとに、議会と切磋琢磨、協調と連携、そして困難なことは一致団結して舟形町発展のため、町民の幸福のため、住んでいる人が誇れる町、豊かな船形の実現に向けて努力していくことを心から誓うものです。

さて、雪の少ない穏やかな年末年始を過ごしておりましたが、11日から16日までの6日間で昨年並みの積雪深となり、急激に短期間で降雪したことによる雪崩や着雪による倒木、さらには屋根雪おろしの事故防止を喚起する意味も含めて、16日9時に豪雪対策本部を設置したところです。町としては、13日に豪雪による被害防止対策についてというチラシを全戸に配布し、さらに防災無線広報によって、パイプハウス等の農業被害防止を呼びかけ、16日は豪雪対策本部を設置したこと、農業被害や屋根の雪おろしや除雪機械の事故について注意喚起を行ったところです。

しかし、残念なことに昨日17日までの人的建物等の被害は、12日に小松の75歳男性がごみステーション除雪作業時に誤って七折沢川に転落し、頭部に裂傷、低体温、頸部骨折し重症、さらには16日に堀内の男性66歳が、雪おろし作業中、誤ってはしごから転落して、腰部脊髄損傷し、重症となっています。

建物被害としては、14日に堀内地内でパイプ車庫1棟が全壊、16日にキドモチナイで木造の車庫1棟が全壊、17日横山地内でパイプ車庫1棟全壊、農業用ハウス被害は全壊が9件、半壊が3件、合計で12件で、被害額1,193万5,000円となっております。

また、ハウス倒壊により、収穫前の農作物被害が10万9,200円出ております。また、16日から日が差して、気温が緩んだことにより、建物屋根からの町道、県道に落雪して通行に支障を来した箇所5件、倒木の対応3件となっております。さらに、16日に紫山地区17戸で停電が発生しました。また、空き家の屋根雪の状況も随時確認して、町内会長とも連携して、必要なときにバリケードをして、安全を確保するよう準備しております。さらには、雪崩危険箇所等についても随時パトロールを実施して、のり面の状況を確認しているところです。

私も17日午前中だけでありましたが、西南部地区を巡視したところです。

議員各位におかれましても、お気づきの点や町民からの指摘があれば、ご連絡をいただいて

町民の安全・安心のため議会と行政がなお一層連携を強化して、この豪雪を乗り越えていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

さて、本臨時会に提案します案件は、請負工事契約締結の変更に伴う承認1件でございます。提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第6 発議第1号 哀悼決議

議長 日程第6 発議第1号 哀悼決議について審議します。

提案者の朗読説明を願います。

8番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。発議第1号を原案のとおり決議することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第1号は原案のとおり決議されました。

---

#### 日程第7 議案第1号 平成28年度社会資本整備総合交付金事業縄文の女神記念公園整備工事 請負契約の一部変更について

議長 日程第7 議案第1号 平成28年度社会資本整備総合交付金事業縄文の女神記念公園整備工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

教育次長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、今回の変更の総額が560万円ぐらいになっておりますけれども、この予算の出所、国、県、町単独、こういったところからの予算措置なんでしょうか。

教育次長 この事業は、補助事業でございますので40%の補助になっております。したがって、40%は国、それから起債も入っておりますので、そういったところで財源の充当が行われます。

7番 そうしますと、60%ぐらい町の単独ということになるわけですね。そうしますと、この工



事なんですけれども、本体工事のほうに入っていきますけれども、この工事、予算の措置をとってからの工事であると、そういうふうに受けとめていいんですか。まさか工事終わっていないですよ。質問いたします。

**教育次長** 先ほど申し上げましたように、現状では工事は終わっております。ただ、先ほど言いましたように、工程会議の場で協議された変更内容について、その都度工事をとめて臨時議会を招集して審議いただくこともできませんでしたので、本町におきましてはこういう形で出来形一括審議という形でお願いしております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**7番** 先ほど次長の言葉に引かかったんですけれども、さっきその他の説明のところで5万円、10万円ぐらいの小さい予算を集めて工事を行ったと、この予算を計上したということの含みの中で、この560万円自体の追加工事が小さい予算なんだというような説明に私聞こえたんです。560万円という金額は大きい金額だというふうに私認識するんですけれども、こういった工事をやはり今の時期になって議会を通さないで、もう工事終わっていますというのはいかがなものでしょうか。そこら辺のところどういうふうに考えておるんですか。

**教育次長** 前の議会でも町長が答弁しておりますけれども、こういった議会の議決を要する変更契約につきましては、議会を議決した変更契約については全て議会の議決が必要です。ところが、軽微で比較的10%に満たないような少額の変更については、地方自治法180条の規定によりまして、町長の専決処分ということで措置しておくことが望ましいというのが国、県の見解でございます。ところが、本町の条例にはその規定がございませんので、大きい工事につきましてはこういう形で一括審議いただくざるを得ないという状況になりますので、ご理解のほどお願いいたします。

**6番** 今次長の答弁ございましたが、工事を中断して臨時会を開くまでもなかったような話ですが、それは違うと思うんですが、今10%の縛りが無いという話でございしますが、7,000万円で500何がしの変更だから、ずっと延ばしてきょうになったという話でございしますが、芝を見る限り、雪降る前、秋口にもう張っているんですよ。遠くから見ると。もうあの段階で工事済んでいるんですよ。なぜあの時点で議会を開いてこういう話をしなかったのか、そのあたりを再度町長、確認します。

**町長** 今斎藤議員の質問されたことは当然のことだというふうに認識しておりまして、大変遺憾に思っているところでございます。本来であれば、12月の定例会のときに出すべきものだというふうにちょっと思っているところでございますが、たまたま工期が3月の中旬までである工事でございます、若干認識が甘かったというふうに思っているところです。

業者さんの努力によって、年内に全て大体工事的なものは終わっているというような状況の中で、それを今度精査しまして、さらに設計の数量と合わせているというふうな作業が起きてしまったというふうなことでございまして、その点についてはおわびを申し上げたいと

思いますし、今後このようなことがないようにというふうなことで考えていきたいというふうに思います。

ただ、先ほど次長のほうからもありましたけれども、議会の承認を必要とする5,000万円以上の工事請負契約の工事につきましては、工事を設計書どおりにつくるというのは、建築工事であっても難しいというような部分で若干現場に合うように再精査をしながら、適合するように工事を進めていくということで、若干の変更はやはり出てくるものというふうに思います。

そこで、9月の議会のときにも申し上げたんですが、当然5,000万円以上の工事については、議会の承認を必要とするというふうなことで考えておりますけれども、そのちょっと7番議員さんのほうからとも言われました多少の、例えば舗装の面積が3平米違ってきても、今の条例下の中では、議会の承認が必要というふうなことになってきてしまいますので、先ほど次長が言ったのは500万円が小さなことというふうなことではなくて、一つ一つの工事の中で若干ずつ現場に合うように適合するように施工した場合に若干ずつ数量に変更が出てくると、それをその都度というふうなことができないものですから、まとめて今回出したというような説明だったというふうに思います。

先ほども申し上げましたとおり、今回の臨時議会にかけていること自体がやはり私も大変遺憾だなというふうに思っておりますので、その点については今後指導していきながら、あと先ほど申し上げました若干の変更というふうな部分のものについては、例えば工事請負費の10%程度、金額も500万円というようにすることにするのか、そこら辺は議会のほうともお話をさせていただきながら、工事の進捗が一番というふうなことでございますので、そういったところで大きな工種の変更なり、金額的な変更がないときには、工事のいい時期に竣工させていただけるようなそういう条例整備も3月の議会にかけたいというふうに思っておりますので、大変申しわけございませんが、その点についてもご理解をいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

**6番** やっぱり縛りがないからこういうふうになってしまったという話でございます。今後、この点を改めていく話でございますが、それでは実際具体的に、この芝張り工事はいつ終わっているんですか。終わったんですか。

**教育次長** この芝張り工事の設計の変更協議につきましては、9月5日の工程会議の場で協議されております。その後、現場監督職員と現場の職員が協議をした結果、変更やむなしというふうなことになりまして、10月、11月の段階で完全に終わっております。

**6番** この9月5日に工程会議でそこで判断をしたということでございますが、もう何回も同じことを言って申しわけないけれども、10月11月でもう済んでいるのであれば、その時点でとめるべきだと思うんですよ。もし、きょうの議案が否決でもされたら、どういうふうになれ

るのか、そこは考えなかったんですかね。500万円ぐらいだから大したことないから、通るんじゃないかという判断で、本日までずっと延ばしてきてしまったのか、そのあたりもう1回、何といたしますか、腑に落ちないですね。さっき7番議員も言ったように、もう工事が終わっているんですかと言われて初めて、終わりましたという話なんですね。その前に、議会にかける前にでも、全員協議会の中でも、こういう話があつて9月5日の工程会議でこういう話がありました。今後こういう変更をしていきたいと思いますぐらいの話は、して当然だと私は思うんですが、そのあたり再度町長どうでしょうか。

**町長** 大変ごもっともな話だというふうに受けとめております。その点については、担当も含めて行政の仕組みをしっかりと勉強していただきたいというふうなことで、申し上げたところでございまして、私も12月の議会後にこの話を聞いたものですから、ただ年末でちょっと臨時議会を開催するいとまがなかったものですから、1月のこの時期になってしまったというふうなことが、大変申しわけないなというふうに思っております。

今後このようなことがないように、しっかり行政手続についても一人一人がもう一度勉強していただくようなことで指導していきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** 私たち議員としましては、当初設計額を非常に重要視して、そして工事、この請負、入札という形で執行しているわけであります。そういった中で、当初設計ということに対して、我々は強い信頼を持っているわけです。そういった中でこれだけの差異が出るということはちょっと理解できないというのが1つ。あわせて、先ほど7番議員なり6番議員が言っているとおり、我々はいつでも議会を招集していただければ、対応しますというようなことは前から言っております。要するに専決処分はなくしてほしいというのが我々の思いであります。

そういった中で、これだけ長きにわたって、我々が知らないところでこういうふうなことをしてきたということについては、非常に理解しがたいというふうなことです。もう少し当初設計、あわせて我々議会を軽視しているとしか理解できませんが、これについて町長の考えをお聞きしたいと思います。

**町長** 議会軽視と言われれば、そのとおりになるのかなというふうに思います。結果としてそういう形にちょっとなってしまったと。ただ、議会を軽視する気持ちはございませんが、やはりもう少し行政手続上でしっかりした考え方を持ってもわからないと、このようなことが起きるというふうに思います。

あと、この事業も含めてちょっと工事に関して、余り知識のない方が担当しているというふうなこともありますので、そういったことも含めて今後來年度以降しっかりとしたサポート体制ができるような、そういう仕組みをつくっていききたいというふうに思います。

あと、設計図、当初設計についてのお考えでございますけれども、私も長年工事関係に携わっているのですが、設計業者さんについては、施工業者さんがつくる施工図を一生懸命つくってくださいというふうな願いをしております。絵では幾らどんなことでも描けるんですが、実際に施工する人のことを考えてやっていただきたいというようなことを申し上げております。

あと、業者さんについては設計書どおりつくるということではだめだと。しっかり現地に適合しないと、いいものにならないというふうなことを申し上げてきた経緯がございます。やはり設計の中ではなかなか現地のこまいところ、特に地下の部分とか、いろんな部分について実際施工してみないとわからないところ等々がございます。そういったところについては、やはり変更をせざるを得ないということでもあります。建物についても同じようなことでございまして、当初設計というのは一応の目安というふうな認識が私の中ではございます。それで、当初設計が万能であるというような考え方だけはちょっと違うのかなというふうに思いますので、そういったところは順次現地に適合するような、そしていいものができるような、そういうことの指導を担当のほうは一生懸命頑張っているつもりでございまして、その点についてはちょっとご理解をいただければというふうに思います。

**5番** 町長答弁の中で、当初設計に対する私の考え方をちょっと変えざるを得ないのかなという感じました。そういったことであれば、当初設計がそのような形でつくられているとすれば、なおさら変更等があれば、随時議会にかけて承認をいただいて次の工事に入っていく、そういうふうなことをなおさら求めながらやっていかなければ、こういうふうなことになってしまうというふうに思うんです。

そういった中で、今回のこの工事についてはこれまでずっと長きにわたって最終的な形でここまでほったらかしして、きょう初めて我々に提示したと。これではちょっと賛成というか、同意できないというふうに私は思います。そういった中で、前回も小国川漁協の事務所の関係で鉄板云々の関係でああいう変更等があった、今回もこういうふうな変更等があったということで、非常に請負ということについての私が思い描いている認識が崩れてきているという感じます。そういった中で、今回のことについてはちょっと私は議会軽視じゃないかなというふうに感じております。

**町長** 専決をしないで、議会を幾ら開いてもいいというような議員さんの姿勢については、本当に敬意を表しますけれども、やはり議会を開催するまでの日数、それから等々の事務処理に最低1週間、10日以上はかかるというふうな状況の中でいくと、現場のほうで緊急にやらざるを得ない場合もございます。そういった場合について、先ほど次長のほうからありましたとおり、自治法の中でも認められている項目がございます。そこらをしっかりと議会のほうと町のほうと協議して、こういう場合は臨時議会、こういう場合についてはもうやって最終

的な変更でいいですよというようなことでないと、現場が進まない。特に雪国の舟形町の中でいくと、4月後半から11月、遅くても12月上旬ぐらいで工事を完成しなければいけないというふうな降雪の問題もございまして、そういった中で一刻もというふうな場合もあるかと思います。そんな場合についての対応もぜひ考慮させていただければというふうに思いますので、その点についてはぜひ議会軽視ではなくて、そういう現場の事情もあるんだということの中でご容赦いただければというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。（「休憩」の声あり）それでは11時20分まで休憩をします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時36分 再開

**議長** それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

**8番** この縄文の女神の請負契約の内容については、何ら異議を申し上げるところではありませんけれども、事業をするということでいろいろな施工の管理、工事の進行状態によっては、きれいな設計変更なり、施工の変更なりがこれはあるのは当然であります。ただ、今回上がってきた事案を見てみますと、請負契約の変更ということで、これから予算をいただいて、これから仕事をするんだという内容だと私は理解しておりました。今までいろいろな議論をしている中で、もう工事終わっているんだと、終わっているからこれから予算つけて承認してくれというのが若干筋が違うんじゃないのかと、私は思います。本来であれば、工事が終わったとすれば、最高責任者である森町長がそれを証明して、もう工事が終わった段階とすれば、今回この案件は専決処分の承認という形で議案として上がってくるのが筋ではないのかと私は思います。その辺の見解をお願いします。

**町長** 8番議員さんの言われているとおりであります。したがって、議案第1号の平成28年度社会資本整備総合交付金事業縄文の女神記念公園整備工事請負契約の一部変更については、大変申しわけございませんが、取り下げをさせていただいて、改めて町のほうで専決処分等の行政手続を踏ませた上で、後日また専決処分の報告という形で議会のほうに承認をいただきたいというふうに思いますので、大変申しわけございませんが、よろしくお願いします。

**議長** 暫時休憩をします。

午前11時39分 休憩

---

午前11時39分 再開

**議長** 再開します。

議案第1号は、町長答弁のとおり、取り下げということになりましたので、これで質疑を打

ち切ります。

---

## 日程第 8 議員派遣の件

**議長** 日程第 8 議員派遣について議題といたします。

事務局朗読説明を願います。

**議会事務局長**（朗読、説明省略）

**議長** 議員派遣について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定をいたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成29年第 1 回臨時会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 4 1 分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 長 | 八 | 楸 | 太 |   |   |   |
| 署 | 名 | 議 | 員 | 小 | 国 | 浩 | 文 |
| 署 | 名 | 議 | 員 | 佐 | 藤 | 広 | 幸 |